



第61期

定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2025年7月30日（水曜日）
午前10時

場所 | 兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階
光琳の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件



株式会社 **ノバック**

証券コード：5079

株主各位

兵庫県姫路市北条一丁目92番地

株式会社ノバック

代表取締役社長 立花 充

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の会社のウェブサイト「第61期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上ご確認くださいようお願い申し上げます。

・当社ウェブサイト

<https://www.novac-cnst.co.jp/ir/ir-library/general-meetin-shareholders.html>



・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名(会社名)に「ノバック」又はコードに「5079」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、電磁的方法（インターネット等）または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会電子提供措置事項に掲載の参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年7月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より同日午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年7月30日（水曜日）午前10時 （受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）		
2 場 所	兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路 3階 光琳の間 ※末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。		
3 目的事項	報告事項	1. 第61期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
		第2号議案	定款一部変更の件
		第3号議案	取締役8名選任の件
		第4号議案	監査役2名選任の件
		第5号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

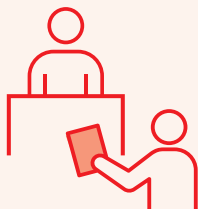
以 上

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席いただく場合

■ 株主総会開催日時

2025年7月30日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面によるご行使の場合

■ 議決権行使期限

2025年7月29日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、上記期限までにご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによるご行使の場合

■ 議決権行使期限

2025年7月29日（火曜日）午後5時30分送信分まで

当社議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

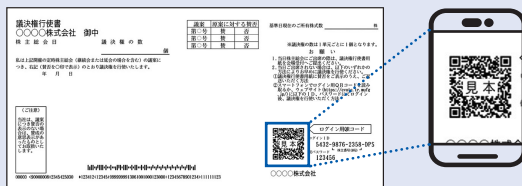
- 書面と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものいたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは株デンソーウェアの登録商標です。

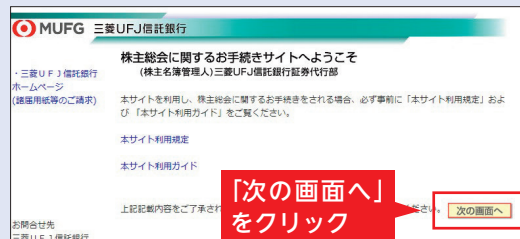
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

■ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき60円といたしたいと存じます。

これにより、配当総額は309,031,200円となります。

なお、中間配当額1株につき60円と合わせて、当期の年間配当額は1株につき120円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年7月31日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

株式会社TOMTENの子会社化に伴い、同社の主力商品である農産物保存技術提供に対応するため、第2条（目的）に「保存」を追記いたします。また、会社機関の明確化を図るため、第4条に「会計監査人」の記述を追記し、その整理のため第40条の記述を削除いたします。そして、今回「会長職」を新たに設置することに伴い、第22条にその記載を行い、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条（条文省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（16）（条文省略）	第1条（現行どおり） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（16）（現行どおり）

現行定款	変更案
(17) 農産物の栽培、魚介類の養殖及び畜産物の生産に関する研究開発並びにこれら生産物の販売 (18) ～ (20) (条文省略) 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) ～ (3) (条文省略) 〈新設〉 第5条～第21条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役等各若干名を選任することができる。 第23条～第39条 (条文省略) (会計監査人設置) 第40条 当社は会計監査人を置く。 第41条～第47条 (条文省略)	(17) 農産物の栽培、魚介類の養殖及び畜産物の生産、<u>保存</u>に関する研究開発並びにこれら生産物の販売 (18) ～ (20) (現行どおり) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) ～ (3) (現行どおり) (4) <u>会計監査人</u> 第5条～第21条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長を選任し、必要に応じて<u>取締役会長1名</u>、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役等各若干名を選任することができる。 第23条～第39条 (現行どおり) 〈削除〉 第40条～第46条 (現行どおり)

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	たち ばな 立花 充	代表取締役社長	17回/17回 (100%)
2	再任	おお たに 大谷 敏博	専務取締役 (管理本部長)	17回/17回 (100%)
3	再任	ひがしやま 東山 正人	常務取締役 (工務本部長)	17回/17回 (100%)
4	再任	おお の 大野 正喜	取締役 (東京本店長)	17回/17回 (100%)
5	再任	はら 原 久人	取締役 (営業本部長)	12回/12回 (100%)
6	新任	なか すえ 中末 浩一	執行役員 (経理部長)	— —
7	再任	ささ やま 笹山 淳	社外取締役	17回/17回 (100%)
8	再任	とも いし 友石 敏也	社外取締役	17回/17回 (100%)

(注5) 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は5月を開始とする1年契約であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。



候補者番号

1

たち ばな みつる
立花 充

(1956年11月26日生)

再任

■ 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数 302,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月	当社入社	2003年 8 月	当社専務取締役工務本部長
1993年12月	当社土木部長	2005年 7 月	当社代表取締役社長
1999年 6 月	当社取締役土木部長	2007年 8 月	当社代表取締役社長兼管理本部長
2000年 7 月	当社取締役工務本部長	2019年 5 月	当社代表取締役社長 (現任)
2003年 1 月	当社常務取締役工務本部長		

取締役候補者とした理由

立花 充氏は、代表取締役社長として当社の経営の陣頭に立ち、成長を牽引してまいりました。今後もその知見と力量が会社経営に必要と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

2

おお たに とし ひろ
大谷 敏博

(1958年12月18日生)

再任

■ 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数 211,097株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社	2010年 5 月	当社取締役名古屋支店長
2000年 1 月	当社大阪支店営業部長	2012年 5 月	当社取締役東京本店副本店長
2005年 4 月	当社大阪支店副支店長	2019年 5 月	当社取締役管理本部長兼総務部長
2005年 9 月	当社営業企画部長兼大阪支店副支店長	2023年 7 月	当社常務取締役管理本部長兼総務部長
2006年 7 月	当社執行役員営業企画部長兼大阪支店副支店長	2024年 7 月	当社専務取締役管理本部長兼総務部長
2007年 5 月	当社執行役員大阪支店副支店長	2025年 5 月	当社専務取締役管理本部長 (現任)
2007年 7 月	当社取締役名古屋支店長兼大阪支店副支店長		

取締役候補者とした理由

大谷敏博氏は、管理本部長としての経験を積み、社内体制の構築と管理を行ってまいりました。今後も会社全般の経営について、厳しい経営環境を乗り越えてゆくために、その力量が必要と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

3

ひがし やま まさと
東山 正人 (1961年1月16日生)

再任

■ 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数 155,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年12月 当社入社	2006年7月 当社取締役工務本部長
1999年7月 当社建築部長	2007年5月 当社取締役工務本部長兼購買部長
2005年7月 当社執行役員建築部長	2020年4月 当社取締役工務本部長
2005年8月 当社執行役員工務本部建築本部長	2024年7月 当社常務取締役工務本部長 (現任)
2005年10月 当社執行役員工務本部長	

取締役候補者とした理由

東山正人氏は、工務本部管掌本部長として、施工体制の確立と会社利益の創出に貢献しました。今後も厳しい経営環境を乗り越えてゆくために、その力量が必要と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

4

おの の まさ き
大野 正喜 (1959年6月22日生)

再任

■ 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数 73,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社	2020年7月 当社執行役員工務本部副本部長
2002年7月 当社土木部長	2023年5月 当社執行役員東京本店副本店長
2012年7月 当社執行役員土木部長	2023年7月 当社取締役東京本店長 (現任)
2016年8月 当社執行役員営業企画部長	2025年2月 株式会社TOMTEN取締役副社長 (現任)
2019年5月 当社執行役員経営企画部長	

取締役候補者とした理由

大野正喜氏は、東京本店を中心とした東日本営業管掌として、また、新たに子会社とした株式会社TOMTEN管掌取締役として、今後も厳しい経営環境を乗り越えてゆくために、その力量が必要と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

5

はら ひさと
原 久人 (1967年4月20日生)

再任

■ 取締役会への出席状況 12回／12回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数 65,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社

2007年9月 当社建築部長

2018年5月 当社営業本部本社営業部長

2022年7月 当社執行役員営業本部副本部長

2024年7月 当社取締役営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

原 久人氏は、営業本部管掌の本部長として、受注体制の確立を行ってまいりました。今後も厳しい経営環境を乗り越えてゆくために、その力量が必要と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

6

なか すえ こう いち
中末 浩一 (1964年3月11日生)

新任

■ 取締役会への出席状況 — ■ 所有する当社の株式の数 60,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社

2007年9月 当社総務部長

2015年7月 当社執行役員総務部長

2019年5月 当社執行役員経理部長 (現任)

取締役候補者とした理由

中末浩一氏は、永年経理部担当としての経験を積み、経理部長としてその職責を果たしてまいりました。今後、会社全体の管理部門管掌としてその力量が必要と判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

7

ささ やま あつし
笹山 淳 (1947年6月8日生)

再任

■ 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数 100株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年10月	監査法人栄光会計事務所入所	2016年1月	明治アーク監査法人 (現アーク有限責任監査法人) 会長理事
1998年8月	明治監査法人 (現アーク有限責任監査法人) 入所	2017年8月	笹山公認会計士事務所所長 (現任)
2004年7月	同法人代表社員	2021年7月	当社社外取締役就任 (現任)
2008年5月	同法人理事長		

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

笹山 淳氏は、永年監査法人業務に従事され、会計監査に識見を持たれ、企業会計について取締役会に貴重な助言を行っております。今後もその識見が必要なため社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査法人の立場から多くの企業の経営に接してきた経験及び公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



候補者番号

8

とも いし とし や
友石 敏也 (1960年11月28日生)

再任

■ 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数 200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社太陽神戸銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	2018年6月	同社取締役兼常務執行役員経営企画部長 兼経営企画部広報室長
2004年10月	同行鹿児島法人営業部長	2019年6月	同社取締役兼専務執行役員経営管理本部長
2007年4月	同行承継ビジネス事業部上席推進役	2020年4月	同社取締役 (代表取締役) 兼専務執行役員 経営管理本部長
2013年6月	株式会社さくらケーシーエス 執行役員経営企画部長兼経営企画部広報室長	2023年7月	当社社外取締役就任 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

友石敏也氏は、永年銀行業務に従事され金融関係の知識に長けておられ、その後企業経営者としての経験を積まれております。また、同氏は、その知見に基づき、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督し、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役2名が任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	なん ば とし ゆき 難波 利行	常勤監査役	17回/17回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	はやし ひろ かず 林 宏和	社外監査役	17回/17回 (100%)	14回/14回 (100%)

- (注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 林 宏和氏は社外監査役候補者であります。また、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- (注3) 当社は難波利行氏及び林 宏和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。なお、原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (注4) 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、難波利行氏、林 宏和氏の再任が承認された場合には被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は5月を開始とする1年契約であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。



候補者番号

1

なん ば とし ゆき
難波 利行

(1958年7月18日生)

再任

- 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%)
- 所有する当社の株式の数 15,000株
- 監査役会への出席状況 14回／14回 (100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年12月 当社入社
2003年9月 当社品質保証部長兼安全衛生部長

2007年5月 当社品質安全部長
2020年2月 当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

難波利行氏は、常勤監査役として当社の監査業務を牽引してまいりました。引き続きその力量が必要なため、監査役候補者となりました。



候補者番号

2

はやし ひろ かず
林 宏和

(1980年3月25日生)

再任

- 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%)
- 所有する当社の株式の数 0株
- 監査役会への出席状況 14回／14回 (100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年10月 森・濱田松本法律事務所入所
2009年11月 ジェナーアンドブロック法律事務所執務
2010年4月 米国カリフォルニア州弁護士登録

2014年4月 森・濱田松本法律事務所
大阪オフィス共同代表（現任）
2019年7月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

林 宏和氏は、弁護士として、M&A案件や企業法務等に高い識見を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけると判断し、社外監査役候補者いたしました。
同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、現在弁護士としての立場から多くの企業の経営に接してきた経験及び幅広い見識と高度な専門知識をもとに、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督し、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(ご参考)

本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

No.	役職	社内 / 社外	氏名 ※敬称略	就任予定 地位・担当	企業経営	法務・コンプ ライアンス	営業・ マーケ ティング	財務・会計	技術・品質	人事 人材育成	新規事業 開発	サステナ ビリティ (環境・社会)
1	取締役	社内	立花 充	代表取締役 会長	●	●	●		●	●	●	●
2		社内	大谷 敏博	代表取締役 社長	●	●		●		●	●	●
3		社内	東山 正人	専務取締役 工務本部長	●				●	●	●	●
4		社内	大野 正喜	常務取締役 東京本店长	●		●		●		●	
5		社内	原 久人	取締役 営業本部長	●		●		●		●	
6		社内	中末 浩一	取締役 管理本部長 兼経理部長	●	●		●		●		●
7		社外	笹山 淳	社外取締役 独立役員		●		●		●		●
8		社外	友石 敏也	社外取締役 独立役員	●	●	●	●		●	●	●
9	監査役	社内	難波 利行	常勤監査役		●			●			●
10		社外	林 宏和	社外監査役		●				●		●
11		社外	沖 剛誠	社外監査役 独立役員		●		●		●		●
12		社外	吉原 美由希	社外監査役 独立役員		●				●		●

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2019年7月26日開催の第55期定時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬限度額とは別枠として、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は5名ですが、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと、6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述（ご参考②）欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点までの間、ただし当該時点が本払込期日の属する事業年度経過後3ヶ月を超える日の満了であった場合には、本払込期日の属する事業年度経過後3ヶ月を超える日の満了時点（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」という。）において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとする。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役、執行役員及び使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、対象取締役が退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、①当該対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、正当な理由以外の理由により、当社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考①)

本株主総会において本制度の導入をご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度の導入を検討する予定です。

なお、当社の執行役員は7名であります。本総会終了後に開催される取締役会において執行役員8名の選任が原案通り承認されますと8名となります。

(ご参考②)

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の「取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」につき以下に記載のとおり変更することを予定しております。

- a. 取締役の報酬決定の基本方針
 - i. 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものであること。
 - ii. 取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を得る。
 - iii. 取締役の報酬は、金銭報酬としての固定報酬（定期同額給与）、業績連動報酬（役員賞与）、非金銭報酬（株式報酬）により構成する。なお、社外取締役は固定報酬のみとする。
- b. 個人別の報酬のうち、固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針
前年度の報酬をもとに、当社の事業規模、業績や個々の職務内容、責任、役位、在任年数に応じて、他社水準、従業員給与の水準等も考慮し、総合的に勘案して決定する。
- c. 個人別の報酬のうち業績連動報酬がある場合に、その業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針
 - i. 業績連動報酬の業績指標は連結営業利益とする。
 - ii. 業績連動報酬は、直近連結会計年度の連結営業利益の3%以内として算定する。
 - iii. 業績連動報酬は、直近連結会計年度の連結営業利益が5億円以上かつ、剰余金の配当を行った場合のみ支給する。
 - iv. 対象は、取締役（社外取締役を除く。）とする。
 - v. 各対象取締役への配分は、各取締役の経営能力、業績への貢献度等を考慮して決定する。
- d. 個人別の報酬のうち非金銭報酬がある場合に、その内容及び当該非金銭報酬の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭債権の総額は年額100百万円以内、かつ、発行又は処分する普通株式の総数は年50,000株以内とする。なお、対象は取締役（社外取締役を除く。）とする。

- e. 個人別の取締役（社外取締役を除く。）報酬の額に対する固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの割合の目安は、固定報酬を約6割、業績連動報酬を約3割、非金銭報酬を約1割とする。ただし、当該割合は、業績、株式市況等に応じて変動する。

- f. 報酬の支給時期又は条件の決定に関する方針
 - i. 固定報酬は、毎月一定期日に支給する。
 - ii. 業績連動報酬及び非金銭報酬は、年に1回、連結会計年度終了後一定の時期に支給する。
- g. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときに、次に掲げる事項の方針
 - i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
当社の代表取締役社長に委任する。
 - ii. i.の者に委任する権限の内容
取締役の個人別の報酬額の最終的な決定。
 - iii. i.の者より ii.の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるとするときは、その内容
取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を必要とする。指名・報酬諮問委員会はその結果を取締役会に報告し、同取締役会において、当該原案を尊重することを条件として、代表取締役社長に最終的な決定を委任することを決議する。

以 上

事業報告 2024年5月1日から2025年4月30日まで

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善の動きが見られる中、インバウンド需要の増加や個人消費の持ち直しにより緩やかな回復傾向となりました。その一方で、米国の政策動向や中国経済の先行き懸念、中東地域等の地政学的リスクの長期化を背景とした不安定な国際情勢の影響による原油・原材料価格等の高止まり、わが国を含む主要国における政治情勢がもたらす金融資本市場の変動に伴う影響等の懸念材料が見込まれ、依然として景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

建設業界におきましては、公共建設投資は国土強靱化計画のインフラ対策等により堅調に推移し、民間建設投資におきましても、企業の設備投資意欲に継続の動きが見られました。その一方で、建設資材価格の高止まりや労務需給の逼迫、時間外労働の上限規制への対応が顕在化しており、引き続き厳しい事業環境が続きました。

このような状況のもと、当連結会計年度の受注高は36,712百万円となりました。売上高は、予定案件の受注時期の遅れや一部手持ち工事における着手時期の遅延及び工事中断による工期延長等に伴う出来高減少の影響により、27,511百万円となりました。利益面では、売上高の減少の影響はあったものの、価格転嫁及び原価低減に努めた結果、一部完成工事における採算性の向上により、営業利益は859百万円、経常利益は830百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は573百万円となりました。

事業セグメント別の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。なお、当社は当連結会計年度において、株式会社TOMTENの株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。そのため、前連結会計年度との比較はおこなっておりません。

事業セグメント別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

セグメント		第61期 (2025年4月期) (当連結会計年度) 受注高	増減率	第61期 (2025年4月期) (当連結会計年度) 売上高	増減率	第61期 (2025年4月期) (当連結会計年度) 繰越高	増減率
建設 工事 業	土 木	10,891	—	9,225	—	15,883	—
	建 築	25,820	—	18,265	—	35,716	—
	計	36,712	—	27,491	—	51,600	—
そ の 他		—	—	20	—	—	—
合 計		36,712	—	27,511	—	51,600	—

(2) 資金調達の状況

当社は、株式会社TOMTENの株式取得資金として、2025年2月に金融機関より280,000千円の借入をおこないました。また、当連結会計年度において子会社となった株式会社TOMTENでは、運転資金の一部を借入金によりまかなっております。そのため、当連結会計年度末の借入金残高は、429,800千円となっております。

(3) 設備投資の状況

業務の効率化と迅速化及びセキュリティ強化を図るため、ネットワーク関連投資を行いました。

また、業容拡大への対応を図るため、第59期において、新本社用地を取得し、第62期に工事着手する予定としております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年2月3日をもって、株式会社TOMTENの発行済株式（自己株式を除く）の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

わが国経済は、雇用・所得環境に改善の動きが見られる中、インバウンド需要の増加や個人消費の持ち直しにより緩やかな回復基調が続くと見込まれます。その一方で、関税政策をはじめとする米国の政策動向や中国経済の先行き懸念、ウクライナや中東地域等の地政学的リスクの長期化を背景とした不安定な国際情勢の影響等の懸念材料が見込まれ、依然として景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

建設業界におきましては、公共建設投資は国土強靱化計画のインフラ対策等により堅調に推移することが見込まれ、民間建設投資におきましても、引き続き増加基調が見込まれます。

その一方で、建設資材価格の高止まりや労務需給の逼迫、時間外労働の上限規制への対応が顕在化しており、引き続き事業環境への影響を注視する必要があります。

このような状況の下、2024年4月期から2027年4月期を対象とする「中期経営計画2024－2027」を策定し、2027年4月期をターゲットとした「NOVAC VISION」を掲げました。その目標の実現に向け、各重点施策を実行することや外部環境・内部環境などの変化に対応することで「企業価値の向上」「人的資本経営の推進」を図り、持続的な事業成長を目指します。また、ブランディングによる知名度向上やエンゲージメント向上、働き方改革による職場環境の改善などを図るため、システム導入やICT技術の活用等DXの推進による生産性の向上、業務の効率化及び施工の効率化、省力化を推進し、事業や収益基盤の安定化及び安定配当体質の確立、人財の確保・育成の推進等に取り組んでまいります。

また、連結子会社化した株式会社TOMTENとの連携により、建設需要の新たな開拓及び更なる業容拡大等のシナジー効果の創出に取り組んでまいります。

株主様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第58期 2022年4月期	第59期 2023年4月期	第60期 2024年4月期	第61期 2025年4月期
受注高	(百万円)	—	—	—	36,712
売上高	(百万円)	—	—	—	27,511
営業利益	(百万円)	—	—	—	859
経常利益	(百万円)	—	—	—	830
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	—	—	—	573
1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	111.33
総資産	(百万円)	—	—	—	25,956
純資産	(百万円)	—	—	—	18,189

(注1) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第60期以前の各数値については記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

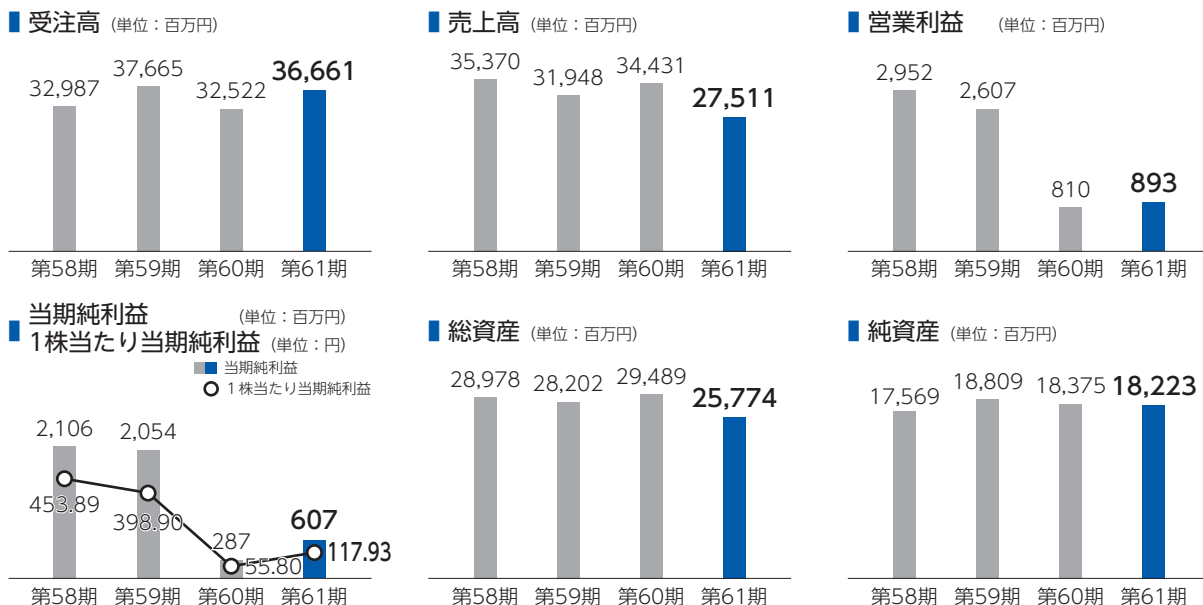
(注3) 記載金額は百万円未満を切り捨て1株当たり当期純利益は銭未満を四捨五入して表示しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第58期 2022年4月期	第59期 2023年4月期	第60期 2024年4月期	第61期 2025年4月期
受注高	(百万円)	32,987	37,665	32,522	36,661
売上高	(百万円)	35,370	31,948	34,431	27,511
営業利益	(百万円)	2,952	2,607	810	893
経常利益	(百万円)	2,905	2,585	662	864
当期純利益	(百万円)	2,106	2,054	287	607
1株当たり当期純利益	(円)	453.89	398.90	55.80	117.93
総資産	(百万円)	28,978	28,202	29,489	25,774
純資産	(百万円)	17,569	18,809	18,375	18,223

(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(注2) 記載金額は百万円未満を切り捨て1株当たり当期純利益は銭未満を四捨五入して表示しています。



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社TOMTEN	33,000千円	100%	農業用機械器具卸売業 農作物貯蔵倉庫建設

(注) 2025年2月3日をもって、株式会社TOMTENの発行済株式（自己株式を除く）の全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容

事業名称	事業内容
土木工事業	国土交通省各地方整備局中心の中央官庁、東京都・姫路市を含む地方自治体、西日本高速道路(株)を含む高速道路会社の官公庁発注工事を中心とした社会インフラストラクチャー建設工事（道路、河川、上下水道、土地造成工事等）を全国展開しております。
建築工事業	大型公共スポーツ施設、マンション、事務所ビル、医療施設、工場、商業施設及び高齢者福祉施設、学校や庁舎などの公共施設など多分野にわたる建設工事を首都圏・関西圏・中部圏の3大都市圏において展開しております。 また、農協・青果生産業者・食品メーカー等の農作物専用貯蔵倉庫の建設を行っております。
その他事業	当社が保有する不動産の法人顧客に対する賃貸事業を行っております。

(9) 主要な事業所

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	兵庫県姫路市北条一丁目92番地		
東	京 本 店	東京都港区西新橋三丁目2番1号Daiwa西新橋ビル7階		
東	北 支 店	仙台市青葉区中央三丁目10番19号仙台KYビル3階		
大	阪 支 店	大阪市北区梅田一丁目1番3-3100号大阪駅前第3ビル31階		
名	古 屋 支 店	名古屋市中区錦三丁目5番27号錦中央ビル9階		
京	都 支 店	京都市中京区東洞院御池下ル笹屋町445番日宝烏丸ビル4階		
広	島 支 店	広島市西区横川町三丁目12番10号村上ビル6階		
四	国 支 店	香川県高松市栗林町二丁目18番18号フロンティア栗林1階		
九	州 支 店	福岡市中央区白金二丁目8番12号シティビル白金4階		

② 子会社

名	称	所	在	地
株式会社TOMTEN		本社：北海道帯広市西五条南二十八丁目1番地1		

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（前連結会計年度末比増減）
土木工事業	87名（一）
建築工事業	130名（一）
全社（共通）	74名（一）
合計	291名（一）

（注1）従業員数には、契約社員を含み、臨時社員、パートタイマーは含んでおりません。

（注2）当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
279名（5名増）	44.4歳	15.7年

（注）従業員数には、契約社員を含み、臨時社員、パートタイマーは含んでおりません。

(11) 主要な借入先

当社は、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする取引銀行10行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約（総額80億円）を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,150,520株（自己株式数52,280株を除く）
 (3) 株主数 5,564名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ノバック従業員持株会	929,900株	18.05%
立 花 充	302,000株	5.86%
大 谷 敏 博	211,097株	4.10%
牧 野 久	156,000株	3.03%
東 山 正 人	155,500株	3.02%
山 本 博 和	150,000株	2.91%
大 谷 博 三	130,116株	2.53%
大 谷 敏 彦	123,117株	2.39%
齋 木 純 一 郎	90,000株	1.75%
大 野 正 喜	73,900株	1.43%

（注）持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(5) 職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
立花 充	代表取締役社長	
大谷 敏博	専務取締役（管理本部長兼総務部長）	
東山 正人	常務取締役（工務本部長）	
大野 正喜	取締役（東京本店長）	株式会社TOMTEN 取締役副社長
原 久人	取締役（営業本部長）	
笹山 淳	取締役	笹山公認会計士事務所 所長
友石 敏也	取締役	
難波 利行	常勤監査役	
林 宏和	監査役	森・濱田松本法律事務所 大阪オフィス 共同代表
沖 剛誠	監査役	沖公認会計士事務所 所長 株式会社帝国電機製作所 社外取締役監査等委員
吉原 美由希	監査役	吉原美由希法律事務所 所長

（注1） 取締役笹山 淳氏及び取締役友石敏也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

（注2） 監査役林 宏和氏、監査役沖 剛誠氏及び監査役吉原美由希氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

（注3） 当社は、取締役笹山 淳氏、取締役友石敏也氏、監査役沖 剛誠氏及び監査役吉原美由希氏を、株式会社東京証券取引所に
対し、独立役員として届け出ております。

（注4） 監査役沖 剛誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注5） 取締役牧野 久氏、取締役松田博治氏は、2024年7月30日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により
退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を
限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額として
しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償するものであります。ただし、犯罪行為や被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 取締役及び監査役の報酬の額

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下の①のとおりであり、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2022年5月17日開催の取締役会で決議しております。なお、監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 取締役の報酬決定の基本方針

- i. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものであること。
- ii. 取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を得る。
- iii. 取締役の報酬は、金銭報酬としての固定報酬（定期同額給与）と業績連動報酬（役員賞与）により構成する。
- iv. 取締役の報酬は、2019年7月26日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額（年額500百万円）の範囲内で決定する。

b. 個人別の報酬のうち、固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度の報酬をもとに、当社の事業規模、業績や個々の職務内容、責任、役位、在任年数に応じて、他社水準、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定する。なお、社外取締役は固定給とする。

c. 個人別の報酬のうち業績連動報酬がある場合に、その業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

- i. 業績連動報酬の業績指標は営業利益とする。
- ii. 業績連動報酬は、直近事業年度の営業利益の3%以内として算定する。
- iii. 業績連動報酬は、直近事業年度の営業利益が5億円以上かつ、剰余金の配当を行った場合のみ支給する。
- iv. 対象は、社内取締役とする。
- v. 各対象取締役への配分は、各取締役の経営能力、業績への貢献度等を考慮して決定する。

- d. 個人別の報酬の額に対する固定報酬及び業績連動報酬の割合の決定に関する方針
報酬の種類ごとの割合の目安は、固定報酬を6割から7割、業績連動報酬を4割から3割とする。
 - e. 報酬の支給時期又は条件の決定に関する方針
 - i. 固定報酬は、毎月一定日に支給する（定期同額給与）。
 - ii. 業績連動報酬は、年に1回、事業年度終了後一定の時期に支給する（役員賞与）。
 - f. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときに、次に掲げる事項
 - i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
当社の代表取締役委任する。
 - ii. i.の者に委任する権限の内容
取締役の個人別の報酬額の最終的な決定。
 - iii. i.の者よりii.の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容
取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を必要とする。指名・報酬諮問委員会はその結果を取締役会に報告し、同取締役会において、当該原案を尊重することを条件として、代表取締役社長に最終的な決定を委任することを決議する。
- ② 役員の報酬等に関する株主総会決議の内容
- 2019年7月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内（決議時点の取締役の員数は6名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は100百万円以内（決議時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）。）と決議されております。また、2022年7月28日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給をすること（取締役6名及び監査役1名を対象）が決議されております。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- 上記①の決定方針に基づき、当事業年度において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長立花 充が、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しました。委任された権限の内容及びその権限が適切に行使されるための措置は、上記①f.のii及びiiiのとおりであります。また、当該委任の理由は、当社全体の業績等を俯瞰しながら各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えられるためであります。
- ④ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会もその答申を尊重して決定を行っており、かかる手続きで決定された取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	97,341 (10,955)	79,341 (10,955)	18,000 (－)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24,860 (14,400)	24,860 (14,400)	－ (－)	4 (3)

- (注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
- (注2) 上記には、2024年7月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名にかかる報酬等の額を含めております。
- (注3) 上記報酬の他、2022年7月28日開催の定時株主総会決議（役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給、退任監査役に対する退職慰労金支給）に基づき、退職慰労金として、退任取締役1名に対し26,200千円を支給しております。なお、この額は、過年度事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として全額開示しております。
- (注4) 業績連動報酬の算定の基礎となる業績指標として営業利益を選定しており、その選定理由は、当社が経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標を営業利益率としており、業績連動報酬の算定の基礎とする金額的指標として営業利益率と関連する営業利益が適していると判断したためであります。また、業績連動報酬の額の算定方法は上記(1)①cのとおりであります。当該業績指標（営業利益）に関する実績は、893百万円であります。

6 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当社との関係
取締役	笹山 淳	笹山公認会計士事務所	所長	当社と笹山公認会計士事務所との間に取引その他の関係はありません。
取締役	友石 敏也	－	－	－
監査役	林 宏和	森・濱田松本法律事務所	大阪オフィス 共同代表	森・濱田松本法律事務所からはリーガルサービスの提供を受けておりますが、同事務所への支払い金額は当社売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
監査役	沖 剛誠	沖公認会計士事務所 株式会社帝国電機製作所	所長 社外取締役 監査等委員	当社と沖公認会計士事務所、株式会社帝国電機製作所との間に取引その他の関係はありません。
監査役	吉原美由希	吉原美由希法律事務所	所長	当社と吉原美由希法律事務所との間に取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	主な活動状況
取締役	笹山 淳	17回／17回	取締役会において、監査法人業務の経験から、議案審議において、特に会社会計について必要な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／5回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
取締役	友石 敏也	17回／17回	取締役会において、銀行業務の経験及び企業経営者の経験から、議案審議において、特に会社経営全般に関して必要な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／5回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	林 宏和	17回／17回	取締役会において、弁護士経験を活かし、監査役として、特に会社法に関連する事項に対して、必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には14回／14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／5回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	沖 剛誠	17回／17回	取締役会において、公認会計士経験を活かし、監査役として特に会社会計について必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には14回／14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／5回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	吉原美由希	17回／17回	取締役会において、弁護士経験を活かし、監査役として、特に会社法に関する事項に対して、必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には14回／14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（5回／5回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。

7 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,200千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 会計監査人の報酬等については、過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認の上で監査報酬の決定方針に基づき、当事業年度における会計監査人の年間監査計画、監査内容、監査日数等を考慮した結果、当社の規模・事業特性に照らして報酬見積が妥当であると判断し、会計監査人の監査報酬の金額に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

8 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。そのなかで下記の方針を定めております。

【基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」をはじめとする諸規程・諸規則を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
- ② 取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ④ コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
- ⑤ 「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の監査部による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- ② 営業秘密及び個人情報の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
- ③ 各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの危機回避及び危機が発生した場合の当社グループ被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施する。
- ③ 緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ② 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規定」を制定し、子会社に関する諸手続および管理体制を定める。
- ② 子会社に対して業績を含む職務執行状況に関する報告を定期的に求める。また、子会社の取締役や監査役として派遣された当社人員が、毎月開催される取締役会等への参加を通じて、職務執行状況を直接確認する。
- ③ 当社に準じた子会社の社内規定等を整備し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、運用する。
- ④ 当社監査部が、子会社に対して内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
- ② 当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- ③ 内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないよう周知徹底する。また、「監査役監査規則」に基づき、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制の整備を取締役又は取締役会に要請する。

(9) 監査役の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- ① 「監査役監査規則」において、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる旨を定めている。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
- ② 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを、役員及び従業員等に周知する。
- ② 「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

【運用状況の概要】

(1) コンプライアンス

「コンプライアンス管理規程」を制定し、全ての役職員が法令、定款、規程及び社会規範を遵守した行動を取るよう定めております。また、当社のコンプライアンス基本方針を決定し公開しております。また、「内部通報に関する規程」を制定し、内部通報窓口を社内外に設置するとともに、通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を定めております。コンプライアンスを統括して推進する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに係る事項を協議決定しております。役職員に対して、コンプライアンス教育を実施し、意識を高めております。

事業報告

(2) リスク管理

「リスク管理規程」を制定し、当社におけるリスクを定義しております。「緊急事態」発生時の対策も定め、適切な対応が取れる体制を構築しております。レピュテーション・リスクに対応するため、社外機関にSNS等の定期的な監視を依頼し、発生時の対応についても協力体制を構築しております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、当社で発生した、或いは発生のおそれのある事案について協議し、対応を決定しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、方針に則った基本計画を立案し、実行しております。計画の実行、不具合について監査部による内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行

取締役（社外取締役を除く。）、常勤監査役、執行役員をメンバーとする「経営会議」を毎週開催し、重要な業務執行案件については、経営会議での審議を経て、取締役会において決定しております。第61期においては、取締役会を17回開催し当社の重要案件の協議決定を行っております。

(5) 監査役の職務の執行

常勤監査役は「経営会議」に毎回出席し、監査役として適切な判断と必要な助言を行っております。また、全ての稟議書を確認した上で、社外監査役と情報の共有を行い、取締役会において適切な助言を行っております。社長との面談は4回／年、監査部、会計監査人との協議を4回／年行っており緊密な連携を保っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組み

「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。また、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、公開することにより当社の姿勢を示しております。全ての取引について、反社会的勢力関与の有無を確認し、当社からの発注先が反社会的勢力であることが判明した場合の、契約解除条項を盛り込んでおります。

連結計算書類

連結貸借対照表 2025年4月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	22,956,900	流動負債	7,279,491
現金預金	7,533,764	電子記録債務	2,077,381
電子記録債権	1,153,986	買掛金	6,337
売掛金	28,868	工事未払金	2,981,098
完成工事未収入金	1,386,886	短期借入金	91,644
契約資産	11,677,821	リース債務	2,533
商品及び製品	30,668	未払金	85,215
未成工事支出金	199,665	未払費用	178,103
材料貯蔵品	16,586	未払法人税等	270,315
前渡金	17,693	未払消費税等	83,395
前払費用	81,719	未成工事受入金	1,124,067
その他	829,241	前受金	1,835
固定資産	2,999,491	預り金	79,792
有形固定資産	2,451,305	完成工事補償引当金	66,020
建物	116,666	工事損失引当金	37,941
構築物	1,734	賞与引当金	173,207
機械装置	91	役員賞与引当金	20,600
車両運搬具	20,087	固定負債	486,958
工具器具備品	8,336	長期借入金	338,156
土地	2,273,538	リース債務	1,077
建設仮勘定	30,850	退職給付に係る負債	17,816
無形固定資産	290,624	その他	129,909
のれん	205,719	負債合計	7,766,450
ソフトウェア	52,428	純資産の部	
リース資産	3,105	株主資本	18,185,498
その他	29,370	資本金	1,227,864
投資その他の資産	257,561	資本剰余金	762,864
投資有価証券	11,718	利益剰余金	16,200,276
出資金	2,209	自己株式	△5,505
長期前払費用	2,599	その他の包括利益累計額	4,443
繰延税金資産	161,411	その他有価証券評価差額金	4,443
その他	79,623	純資産合計	18,189,941
資産合計	25,956,392	負債純資産合計	25,956,392

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 2024年5月1日から2025年4月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		27,511,917
売上原価		25,096,025
売上総利益		2,415,892
販売費及び一般管理費		1,555,922
営業利益		859,969
営業外収益		
受取利息	592	
受取配当金	1,912	
還付加算金	1,749	
その他	1,199	5,453
営業外費用		
支払利息	27,070	
コミットメントフィー	7,382	
その他	788	35,241
経常利益		830,182
特別利益		
固定資産売却益	3,081	
投資有価証券売却益	73,619	76,701
税金等調整前当期純利益		906,883
法人税、住民税及び事業税	340,576	
法人税等調整額	△7,085	333,491
当期純利益		573,392
親会社株主に帰属する当期純利益		573,392

連結株主資本等変動計算書

2024年5月1日から2025年4月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年5月1日残高	1,227,864	762,864	16,347,964	△5,383	18,333,308
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△721,079		△721,079
親会社株主に帰属する当期純利益			573,392		573,392
自己株式の取得				△122	△122
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計			△147,687	△122	△147,810
2025年4月30日残高	1,227,864	762,864	16,200,276	△5,505	18,185,498

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2024年5月1日残高	42,322	42,322	18,375,631
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当		△721,079	
親会社株主に帰属する当期純利益		573,392	
自己株式の取得		△122	
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△37,879	△37,879	△37,879
連結会計年度中の変動額合計	△37,879	△37,879	△185,689
2025年4月30日残高	4,443	4,443	18,189,941

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結注記表

*記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

主要な連結子会社の名称

株式会社TOMTEN

株式会社TOMTENは2025年2月3日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2025年3月31日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社TOMTENの決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

商品、材料貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

3～65年

- b. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - c. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - b. 完成工事補償引当金
完成工事に係る契約不適合責任等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。
 - c. 工事損失引当金
当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
 - d. 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - e. 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- a. 退職給付に係る会計処理の方法
当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
 - b. 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
土木工事業及び建築工事業において、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積る方法は、原価比例法を採用しております。なお、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる工事については原価回収基準により処理しており、少額又は期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、当連結会計年度において、対価に重要な金融要素は含まれておりません。
 - c. のれんの償却方法及び償却期間
10年間の定額法によっております。

連結計算書類

- d. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
建設工事共同企業体（ジョイントベンチャー）に関する会計処理は、建設工事共同企業体を独立の会計単位として認識せず、当社の会計に組み込む処理を行っており、完成工事高及び完成工事原価は出資の割合に応じて計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した売上高及び工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間 19,392,778千円

にわたり認識した売上高※ 1

工事損失引当金 37,941千円

※ 1 当連結会計年度に完成した工事に係る売上高は除いております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した売上高は、工事ごとに取り引価格、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を見積り、取引価格に工事進捗度を乗じて算出しております。

工事損失引当金は、工事原価総額が取引価格を超過し損失の発生が見込まれる場合に、当該損失見込額から決算日まで計上された損益の額を控除して算出しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

取引価格は、契約において定められた請負金額に基づいており、工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各決算日においては、工事の状況に応じて見直しを行っております。また、決算日の工事進捗度を見積る方法として、原価比例法を採用しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、取引価格、工事原価総額及び工事進捗度の見積りには不確実性を伴うため、仮定した個別の工事ごとの諸条件と異なる事象が発生した場合には、売上高、工事損失引当金（計上時の売上原価を含む）の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 定期預金 50,000千円

② 建物 70,321千円

③ 土地 222,163千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 437,403千円

(3) 保証債務

被 保 証 者	保 証 極 度 額	保証債務の内容
(株)モリモト	831,000千円	手付金保証

4. 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 18,292千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,202,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年7月30日 定時株主総会	普通株式	412,045千円	80円	2024年4月30日	2024年7月31日
2024年12月13日 取締役会	普通株式	309,034千円	60円	2024年10月31日	2025年1月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年7月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	309,031千円	60円	2025年4月30日	2025年7月31日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の運用については、元本保証型の金融商品への運用とし、原則として投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金、電子記録債権及び売掛金等は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資や事業投資に必要な資金の調達を目的としております。

連結計算書類

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程及び債権管理規程に基づき、営業本部において取引相手ごと
に期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況把握を定期的の実施し、回収懸念の早期把握や軽減
を図っております。投資有価証券の発行体の信用リスクについては、経理部において発行体の財務内容
の把握を定期的の実施し、リスクを管理しております。

b 市場リスクの管理

投資有価証券については、経理部において定期的に時価を把握しております。

c 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、月末支払
後の現金預金残高として、月間支払相当額の1ヶ月以上の残高を維持する方針とし、流動性リスクを管
理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価
額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等
を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであ
ります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注2)を参照下さい。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①投資有価証券（その他有価証券）	9,501	9,501	—
資産計	9,501	9,501	—
②長期借入金	429,800	427,044	△2,755
③リース債務	3,611	3,308	△302
負債計	433,411	430,352	△3,058

(注1) 「現金預金」「電子記録債権」「売掛金」「完成工事未収入金」「電子記録債務」「買掛金」「工事未払
金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間
で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「①投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式（※1）	2,216
匿名組合出資金（※2）	(34,227)

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）匿名組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
なお、連結貸借対照表計上額は、組合契約に規程される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって処理しており、持分相当額が負の値の場合（ ）で示しております。

(注3) 長期借入金及びリース債務の連結貸借対照表計上額及び時価は、1年以内に返済期日の到来するものを含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

連結計算書類

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	9,501	—	—	9,501
資産計	9,501	—	—	9,501

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	427,044	—	427,044
リース債務	—	3,308	—	3,308
負債計	—	430,352	—	430,352

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	土木工事業	建築工事業	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	—	278,196	—	278,196
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	9,225,850	17,987,479	—	27,213,329
顧客との契約から生じる収益	9,225,850	18,265,676	—	27,491,526
その他の収益	—	—	20,391	20,391
外部顧客への売上高	9,225,850	18,265,676	20,391	27,511,917

(注1) 「その他」の区分は不動産賃貸事業であります。

(注2) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

連結計算書類

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 b.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,520,452
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,569,740
契約資産（期首残高）	14,957,391
契約資産（期末残高）	11,677,821
契約負債（期首残高）	1,860,497
契約負債（期末残高）	1,124,067

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、期末日時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、契約に基づき段階的に受領するとともに、履行義務を完全に充足したのち、一定期間経過後に残額を受領しております。

契約負債である未成工事受入金は、主に、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。未成工事受入金は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の未成工事受入金残高に含まれていた額は、1,677,111千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（取引価格の変動、工事原価総額の見積額の変更等）の額は740,878千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は51,600,542千円であります。これらのうち、約60%が1年以内に、残り約40%がその後4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,531円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	111円33銭

9. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社TOMTEN

事業の内容 農業用機械器具卸売業及び農作物貯蔵倉庫建設

② 企業結合を行った主な理由

当社は、持続的な成長を遂げるための成長戦略として「中期経営計画2024-2027」において、2027年4月期をターゲットとした「NOVAC VISION」を掲げ、企業の持続的な成長と価値創造の実現に向けて取り組んでおります。

株式会社TOMTENは、北海道帯広市を拠点とする農産物の総合コンサルティング企業であり、主に農協・青果生産業者・食品メーカー等に貯蔵助言をし、農作物の貯蔵効率を高める製品の販売および独自の農作物貯蔵技術を活用した農作物専用貯蔵倉庫の建設、コンサルティングを手掛けております。同社を子会社化することにより、これら事業資産の継承を行うことで、当社の主要事業である建設事業における新たな需要の開拓および更なる業容拡大等のシナジー効果が期待できると判断したため、本株式取得を決定いたしました。

③ 企業結合日

2025年2月3日（株式取得日）

2025年3月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月31日をみなし取得日としており、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度は、被取得企業の貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

連結計算書類

(3) 被取得企業の取得原価及び対価及び種類ごとの内訳

取得の対価	現金	284,667千円
取得原価		284,667千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	34,000千円
-----------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

205,719千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	285,850千円
固定資産	8,995千円
資産合計	294,846千円
流動負債	87,805千円
固定負債	128,093千円
負債合計	215,899千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため記載を省略しております。

10.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 2025年4月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	22,671,050	流動負債	7,191,686
現金預金	7,354,142	電子記録債務	2,077,381
電子記録債権	1,153,986	工事未払金	2,971,361
完成工事未収入金	1,367,257	1年内返済予定の長期借入金	55,920
契約資産	11,677,821	リース債務	2,533
未成工事支出金	197,473	未払金	55,464
材料貯蔵品	13,791	未払費用	175,935
前払費用	80,891	未払法人税等	269,311
その他	825,686	未払消費税等	82,893
		未成工事受入金	1,124,067
固定資産	3,103,443	前受金	1,835
有形固定資産	2,446,122	預り金	78,277
建物	112,659	完成工事補償引当金	64,954
構築物	1,734	工事損失引当金	37,941
機械装置	91	賞与引当金	173,207
車両運搬具	19,806	役員賞与引当金	20,600
工具器具備品	7,441	固定負債	358,865
土地	2,273,538	長期借入金	210,100
建設仮勘定	30,850	リース債務	1,077
無形固定資産	83,928	退職給付引当金	17,816
ソフトウェア	51,452	その他	129,871
リース資産	3,105	負債合計	7,550,551
その他	29,370	純資産の部	
投資その他の資産	573,392	株主資本	18,219,499
投資有価証券	11,718	資本金	1,227,864
関係会社株式	318,667	資本剰余金	762,864
出資金	2,179	資本準備金	762,864
長期前払費用	1,720	利益剰余金	16,234,277
繰延税金資産	160,218	利益準備金	116,250
その他	78,888	その他利益剰余金	16,118,027
資産合計	25,774,493	別途積立金	6,175,000
		繰越利益剰余金	9,943,027
		自己株式	△5,505
		評価・換算差額等	4,443
		その他有価証券評価差額金	4,443
		純資産合計	18,223,942
		負債純資産合計	25,774,493

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 2024年5月1日から2025年4月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	27,491,526	
その他の事業売上高	20,391	27,511,917
売上原価		
完成工事原価	25,090,187	
その他の事業売上原価	5,837	25,096,025
売上総利益		
完成工事総利益	2,401,338	
その他の事業総利益	14,553	2,415,892
販売費及び一般管理費		1,521,922
営業利益		893,970
営業外収益		
受取利息	592	
受取配当金	1,912	
還付加算金	1,749	
その他	1,199	5,453
営業外費用		
支払利息	27,070	
コミットメントフィー	7,382	
その他	788	35,241
経常利益		864,182
特別利益		
固定資産売却益	3,081	
投資有価証券売却益	73,619	76,701
税引前当期純利益		940,883
法人税、住民税及び事業税	340,576	
法人税等調整額	△7,085	333,491
当期純利益		607,392

株主資本等変動計算書

2024年5月1日から2025年4月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計	
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2024年5月1日残高	1,227,864	762,864	762,864	116,250	6,175,000	10,056,714	16,347,964	△5,383	18,333,308
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△721,079	△721,079		△721,079
当期純利益						607,392	607,392		607,392
自己株式の取得								△122	△122
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△113,686	△113,686	△122	△113,809
2025年4月30日残高	1,227,864	762,864	762,864	116,250	6,175,000	9,943,027	16,234,277	△5,505	18,219,499

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年5月1日残高	42,322	42,322	18,375,631
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△721,079
当期純利益			607,392
自己株式の取得			△122
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△37,879	△37,879	△37,879
事業年度中の変動額合計	△37,879	△37,879	△151,688
2025年4月30日残高	4,443	4,443	18,223,942

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

個別注記表

*記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～65年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る契約不適合責任等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。
 - ③ 工事損失引当金
当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
 - ④ 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - ⑤ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - ⑥ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
土木工事業及び建築工事業において、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積る方法は、原価比例法を採用しております。なお、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる工事については原価回収基準により処理しており、少額又は期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、当事業年度において、対価に重要な金融要素は含まれておりません。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
建設工事共同企業体（ジョイントベンチャー）に関する会計処理は、建設工事共同企業体を独立の会計単位として認識せず、当社の会計に組み込む処理を行っており、完成工事高及び完成工事原価は出資の割合に応じて計上しております。

計算書類

2. 会計上の見積りに関する注記

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した完成工事高及び工事損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間 19,392,778千円

にわたり認識した完成工事高※ 1

工事損失引当金 37,941千円

※ 1 当事業年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (2)会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 定期預金 50,000千円

② 建物 70,321千円

③ 土地 222,163千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 424,278千円

(3) 保証債務

被 保 証 者	保 証 極 度 額	保証債務の内容
(株)モリモト	831,000千円	手付金保証

4. 損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 18,292千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 52,280株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	104,852千円
投資有価証券評価損	6,015千円
未払事業税	16,392千円
未払費用	39,908千円
完成工事補償引当金	19,863千円
工事損失引当金	11,602千円
賞与引当金	52,966千円
退職給付引当金	5,606千円
長期末払金	29,903千円
その他	19,506千円
繰延税金資産小計	306,617千円
評価性引当額	△146,398千円
繰延税金資産合計	160,218千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	一千円
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	160,218千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,538円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	117円93銭

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 企業結合に関する注記

連結注記表「9. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 東浦 隆晴
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 杏井 康真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノバックの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノバック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 東浦 隆晴
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 杏井 康真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバックの2024年5月1日から2025年4月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われているか確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2025年6月20日

株式会社ノバック	監査役会	
常勤監査役	難波 利行	㊟
監査役	林 宏和	㊟
監査役	沖 剛誠	㊟
監査役	吉原美由希	㊟

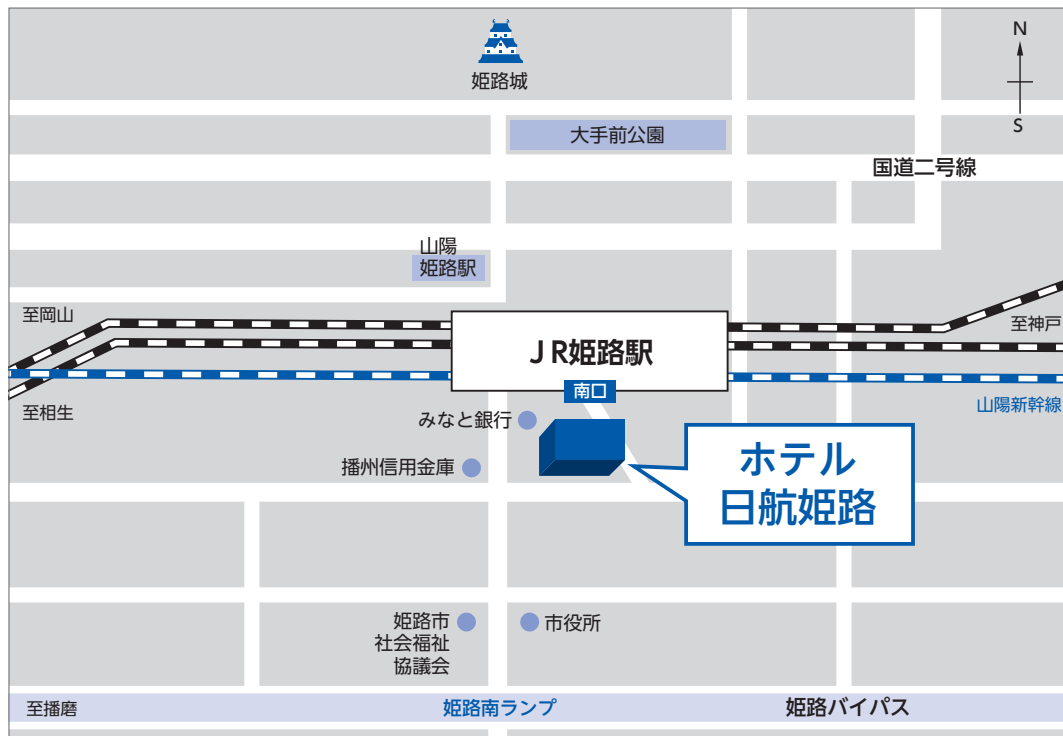
(注) 監査役のうち林宏和、沖剛誠、吉原美由希は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県姫路市南駅前町100番

ホテル日航姫路 3階 光琳の間



交通機関

○ JR「姫路駅」 **南口** より徒歩 1 分

● 姫路バイパス姫路南ランプより北へ2000m



株式会社 **ノバック**